

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和6年9月5日（木）11：00～11：40

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、原口副会長

内容・提出資料：

1. 令和6年台風第10号による被害について

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

台風第10号の襲来に際しては、8月28日には本会から都道府県薬剤師会に対し、今一度、安全体制の確認と警戒、注意をいただきたい旨を依頼していた。非常に遅い動きで九州、四国、東海、関東にもたらした被害状況を9月2日現在でまとめたところである。都道府県薬剤師会が地域薬剤師会からの情報をまとめ本会に報告した件数で、都道府県薬剤師会の中には被害状況の調査を継続しているところもある。都道府県薬で災害対策本部を設置したのは宮崎県薬剤師会と福岡県薬剤師会の2県。宮崎県薬剤師会の報告によると20薬局で被災（一部損壊7件、床上浸水6件、床下浸水2件、その他6件）を確認。また、福岡県薬剤師会の報告によると16薬局が被災（一部損壊9件、浸水4件、雨漏り3件、床上浸水1件）した。今後も情報収集に努めていく。

2. 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）等に関する御意見の募集の開始及び本会の対応について

（令和6年8月26日 日薬業発第181号）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

消費者庁が、「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」へのパブコメを9月12日まで募集している。改正案は、現在通知で規定されている特別用途食品の必要的表示事項の法的根拠の明確化と実効性を確保するために内閣府令に位置付けるもの。また、経口補水液の容器・形状がその他の清涼飲料水と類似しているため、誤認して購入・使用されるリスクが高く、それに伴う健康影響も懸念されているため、販売方法の留意事項を通知に規定する。経口補水液は清涼飲料水よりも電解質が多く含まれているため、脱水状態ではない場合又は脱水の原因となる疾患等に罹患していない場合に漫然と使用することにより短期的に健康上の問題を引き起こす可能性があり、他の病者用食品と比較しても健康上のリスクが相対的に高い。具体的には、清涼飲料水とは明確に区別して経口補水液だと分かるようにポップなどで明示し、医療関係者による確認や相談ができる体制が整った場所や方法で販売するよう求める。改正案は10月上旬の公布・施行が予定されている。

このことを受け、本会としても改正案に賛成した上でパブコメを提出した。その中で、薬局でも経口補水液を取り扱い、適切な使用方法の指導を行っているとし、引き続き薬剤師が経口補水液の適正使用に積極的に関与していく考えを示した。また、必要的表示事項の中の「～等の相談、指導を得て使用することが適当である旨」の部分に薬剤師を明記するよう要望した。

3. 台湾大地震に係る義援金募集の結果について（続報2）

（令和6年8月29日 日薬発第174号）

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

4月に発災した台湾大地震への義援金については、会員や関係各位に寄付を募ったところ、500万円に上る厚意が寄せられ、本会から中華民国薬剤師公会全国連合会を通じて花蓮県薬剤師会へ贈呈された。この度、同薬剤師会からの御礼状、贈呈セレモニーの写真を受領したため、その旨を都道府県薬剤師会に報告したところである。

4. 新型コロナウイルス感染症に係る一般用抗原定性検査キットの在庫逼迫に伴う対応（要望）及び流通状況の情報（情報提供）について

（令和6年8月29日 日薬業発第186号）

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

薬局においては販売等の体制整備に取り組む中、第11波とも言われる流行により、新型コロナウイルス一般用抗原定性検査キット（以下、一般用キット）の入手が困難な状況にある。この状況を受け、本会より厚労省に対し、一般用キットの製造販売業及び業界団体等への増産要請や流通対応など、供給不足解消に向けた措置等を要請したところ、厚労省より、比較的在庫に余裕がある製品及び取扱い卸に関しての情報提供があったため、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

5. 医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進のための支援について（情報提供）

（令和6年9月2日 日薬業発第198号）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援の一環で、利用件数が多い医療機関・薬局に対して顔認証付きカードリーダーの増設に要する費用の一部が補助される支援が行われているが、8月30日に開催された社会保障審議会医療保険部会において、令和6年8月までとされていた期限が11月まで延長された。このことを受け、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

6. 第57回日本薬剤師会学術大会（埼玉大会）について

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

第57回日本薬剤師会学術大会（埼玉大会）（9/22・23）は、「彩」をテーマに、特別講演数題のほか、20の分科会を予定している。昨年に引き続き、現地とWEBのハイブリッド形式で開催する。9月4日現在の参加登録者数は6,925名（一般：6,795名、学生：130名）である。また、開会式の中で、日薬公式キャラクターのお披露目を行う予定である。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈薬局の調剤過誤について〉

記者：スギ薬局の調剤過誤で、高齢女性の処方薬に別の患者の糖尿病薬が誤って混入し女性が亡くなられた問題について、日薬としての見解はいかがか。

岩月会長：薬剤師個人の問題だけではなく、他のチェック体制がどこか一つでも機能してい

れば防げたのではないかという観点で、全ての可能性を洗い出し、事故防止に生かすための原因究明を真摯に行ってほしい。

〈令和7年度厚労省予算概算要求について〉

記者：厚労省予算概算要求について、「薬局機能の高度化推進」が増額されたこと、新規で「電子処方箋の更なる全国的な普及拡大」として大きな概算要求が行われたことについて受け止めはいかがか。

原口副会長：あくまで概算要求であり、「薬局機能の高度化推進」に関しては「調剤業務における調製業務の一部外部委託」の実行性の評価のための増額と受け止めている。一部外部委託における鑑査システム等がどうなのか、その結果に基づいて今後、評価、検討していく必要がある。DXに関して我々はポジティブである。電子処方箋に大きな予算が付いたことは評価するが、各薬局の整備費用など負担が増加するため、増額された予算が薬局側にしっかり配分される立て付けにさせていただく必要がある。

岩月会長：各検討会等で検討されていることを実現するための予算概算要求であり、今後、いかに実行されるか注視したい。DXに関しては、業務フローまで検討されることを期待したい。

次回の定例記者会見は、令和6年9月27日（金）13：00～を予定。